

役員候補者選任規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟（以下「本連盟」という。）の運営を円滑に行うために役員を選任に関する事項は、本連盟定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(推薦委員会の設置)

第2条 本連盟の役員を推薦するにあたり、本連盟に候補者推薦委員会（以下、「推薦委員会」という。）を置く。

(推薦委員会の構成)

第3条 推薦委員会の構成は以下の通りとする。

- 2 全理事の中から2名、並びに監事の中から1名、有識者の中から4名を原則推薦委員とする。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 理事長 1名
 - (3) 監事 1名
 - (4) 有識者 4名 計7名

(推薦委員会の役目)

第4条 推薦委員会の役目は以下の通りとする。

- 2 推薦委員会は会長が招集する。
- 3 推薦委員会の委員長は、委員の互選で決り会長が委嘱する。
- 4 推薦委員会は、次期役員を選考にあたり、候補者名簿を理事会に提出する。

(理事の推薦と任期)

第5条 本連盟の定款第4章第24条および第28条による。

- 2 理事は、10名以上20名以内を置くことができる。
- 3 理事の任期は1期2年とし、5期までとする。
- 4 理事の定年は75歳とする。

ただし、役員候補者が75歳を超える場合または次期任期中に75歳を超える場合でも、当該候補者の役員としての活動実績（理事会への出席率を含む）や本連盟における役割並びに第6項の目標を実現するための不可欠性等に照らし、当該候補者を理事として選出しなければ本連盟の運営に著しい支障が生じると認められる場合にはこれらの者を推薦及び理事会において選任（選任時に75歳を超えない者は75歳を超えて役員を継続することの決定を含む）することができる。
- 5 理事初回就任時の年齢は70歳未満とする。
- 6 外部理事の目標割合を25%及び女性理事の割合を40%と設定し目標とする。

(監事の推薦と任期)

第6条 本連盟の定款第4章第24条および第28条による。

- 2 監事は、3名以内を推薦委員会において推薦する。
- 3 監事の任期は1期3年とし、再任は妨げない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則 この規程は、令和3年1月26日施行、令和3年2月1日から施行する。

令和4年10月26日改訂

令和5年 6月25日改訂

令和5年 9月22日改訂

令和6年 3月25日改訂